

# 「漁業・漁村地域の活性化に関する行政評価・監視－浜の活力再生プランを中心として－」の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

【勧告先】農林水産省（水産庁） 【勧告日】令和3年2月2日 【回答日】 1回目：令和4年3月31日（改善状況は令和4年3月17日現在）  
 2回目：令和5年8月3日（改善状況は令和5年7月27日現在）

## 調査の背景と目的

- ◇ 我が国の漁業・養殖業の生産量は減少傾向が続き、生産額も長期的に減少。漁業就業者数も一貫して減少傾向
- ◇ 水産庁は、地域の漁業の課題解決の方策を漁業者等が考えて実施し、漁業所得を5年間で10%以上向上させることを通じて漁業・漁村地域の活性化を図る「浜の活力再生プラン」（以下「浜プラン」という。）を推進
- ◇ 浜プランの多くが平成30年度末に1期目の終期を迎え、取組の効果・成果を検証した上で2期目以降に取り組むため、着実にPDCAサイクルを回す必要あり

浜プランの改善に向けた評価・分析の在り方を検討するため、都道府県や浜プランの策定主体である「地域水産業再生委員会」（主に市町村・漁業協同組合で構成。以下「再生委員会」という。）の取組の実態を調査

- 農林水産省（水産庁）に対して、以下の事項を勧告
  - ① 浜プランの優良な評価・分析例を収集し、再生委員会と都道府県に示すこと。
  - ② 地域の実態に即した「サブ指標」の設定を一層定着させること。また、地域の活性化に資する取組については、再生委員会の構成員で話し合い、取組の直接の担い手の意見を踏まえ評価・分析するよう促すこと。

## 改善に向けた取組

農林水産省（水産庁）は、

- ① 評価・分析に係る優良事例集の作成・周知等を実施し、評価・分析の新たな取組の実施を確認
- ② 浜プラン審査時のサブ指標の確認を継続して実施。また、地域の活性化に資する取組について漁業者も参画して評価・分析し、見直しが行われている状況を確認



# 1. 再生委員会における評価・分析の実施状況

## 【制度の概要】

- ◇ 浜プランは、各地域がその実情に即した課題を明確にし、それを解決する取組を実施して漁業所得を向上させることを通じて漁業・漁村地域の活性化を目指すもの。その際、着実にPDCAサイクルを回していくことが重要
- ◇ 再生委員会は、浜プランの取組を評価・分析の上、毎年度、達成状況中間報告書を、5年間の実施期間の最終年度に達成状況報告書をそれぞれ作成し、都道府県を通じて水産庁へ提出
- ◇ 浜プランの策定には多岐にわたる関係者の合意形成が求められており、浜プランの評価・分析においても幅広い関係者の参画が望ましい。

### 勧告内容

都道府県等の支援も得つつ、漁業者など取組の直接の担い手が参画して、定期的に評価・分析しているような優良事例も収集して再生委員会と都道府県に示すこと。

#### (主な調査結果)

✓ 関係者間での協議を行っていないものがみられる一方で、関係者間で協議の上、定期的に評価・分析を行っているものもみられ、再生委員会における評価・分析の内容には大きな差

### 主な改善措置状況

#### 前回

- ◆ 勧告内容を再生委員会に周知(令和3年2月)
- ◆ 評価・分析の優良事例に解説を付した事例集を作成都道府県を通じて再生委員会へ周知(令和4年3月)



#### 今回

- ◆ 勧告内容の周知後、協議に基づき取組を見直した例を確認
  - ✓ 地元特産物の販売強化のためには、地域内の飲食店への提供機会が少ないと評価・分析し、飲食店向けの商品開発等を実施
  - ✓ 神経締めした鮮魚のブランド化による魚価向上のためには、出荷量の拡充が必要と評価・分析し、神経締めができる漁業者の増加を目指した技術講習会を定期的に開催
- ◆ 優良事例集周知後に評価・分析の新たな取組事例を確認した。優良事例集に新たな取組事例を追加するなどの改定を行い、周知する予定
  - ✓ 市が作成した進捗状況に関するチェックシートを活用し、評価・分析を実施
  - ✓ 県や市が協議に参画して評価・分析を実施

## 2. 浜プランの評価・分析の在り方

### 【制度の概要】

- ◇ 水産庁は、漁業所得は好不漁等の外的要因に左右されやすいことなどから、取組の成果を端的に表し所得目標を補完する趣旨で、2期目浜プランから「サブ指標」の設定を推進
- ◇ 浜プランには、漁業所得の向上に直接寄与しなくても漁業・漁村地域の活性化に資する取組であれば盛り込むこととされている。

### 勧告内容

- 外的要因に左右されずに所得目標を補完でき地域の実態に即した「サブ指標」の設定を、今後一層定着させること。
- 漁業所得の増加に影響は小さくても広く漁業・漁村地域の活性化に資すると考えられる取組については、再生委員会の構成員で話し合い、取組の直接の担い手の意見を踏まえ評価・分析するよう促すこと。

#### (主な調査結果)

- ✓ 所得目標と大きく変わらないサブ指標を設定している例あり
- ✓ 漁業所得への影響が小さい取組(注)については効果が把握しにくく、「具体的な効果は分からない、把握できない」等の意見あり

(注) 魚食普及のための料理教室の開催や、学校給食への地元漁獲物の提供等



### 主な改善措置状況

#### 前回

- ◆ 勧告時に策定済みであった第2期浜プラン419件について改めてサブ指標の内容を確認し、所得目標と大きく変わらない指標は再生委員会と協議の上、地域の実態に即したものに修正
- ◆ 漁業・漁村地域の活性化に資する取組について評価・分析するよう要請(令和3年6月、12月)

#### 今回

- ◆ 浜プラン審査時におけるサブ指標の確認を継続して実施
- ◆ 新たに取組の直接の担い手である漁業者も参画して協議した再生委員会があり、また、漁業・漁村地域の活性化に資する取組について、評価・分析し、見直しを行った例を確認
  - ✓ 特産水産物の知名度向上のためには、直売所の更なる集客力向上が必要と分析し、新メニューの開発を実施
  - ✓ 魚食普及を推進するためには、漁業者主体であることをより生かすべきと分析し、小中学校の料理教室で漁業者による魚の解説などを実施

# 漁業・漁村地域の活性化に関する行政評価・監視—浜の活力再生プランを中心として— の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

## 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 令和元年12月～3年2月
- 2 対象機関 調査対象機関：農林水産省（水産庁）  
関連調査等対象機関：都道府県（14）、市町村（51）、地域水産業再生委員会（52）

【勧告日及び勧告先】 令和3年2月2日 農林水産省（水産庁）

【回答年月日】 令和4年3月31日 農林水産省（水産庁） ※改善状況は令和4年3月17日現在

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 令和5年8月3日 農林水産省（水産庁） ※改善状況は令和5年7月27日現在

## 【調査の背景事情】

- 我が国の漁業・養殖業の生産量は減少傾向が続き、生産額も長期的に減少。漁業就業者数も一貫して減少傾向にある。
- 水産庁は、平成26年度から地域の漁業の課題解決の方策を漁業者等が考えて実施し、漁業所得を5年間で10%以上向上させることを通じて漁業・漁村地域の活性化を図る「浜の活力再生プラン」（以下「浜プラン」という。）の取組を推進している。
- 浜プランの多くが平成30年度末に1期目の終期を迎え、取組の効果・成果を検証した上で2期目以降に取り組むため、着実にPDCAサイクルを回す必要がある。
- この行政評価・監視は、今後の浜プランの改善に向けた評価・分析の在り方を検討するため、都道府県や浜プランの策定主体である「地域水産業再生委員会」（主に市町村・漁業協同組合で構成。以下「再生委員会」という。）の取組の実態を調査し、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

勧告事項等	農林水産省（水産庁）が講じた改善措置状況
<p><b>1 優良な評価・分析例の収集と提示</b> (勧告要旨)</p> <p>都道府県や市町村の支援も得つつ、漁業者など取組の直接の担い手が参画して、定期的に評価・分析しているような意味のある方法を、優良事例も収集して再生委員会と都道府県に示すこと。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 浜プランは、各地域がその実情に即した課題を明確にし、それを解決する取組を実施して漁業所得を向上（漁業所得を5年間で10%以上向上）させることを通じて漁業・漁村地域の活性化を目指すもの。その際、着実にPDCAサイクルを回していくことが重要とされている。</li> <li>○ 再生委員会は、浜プランの取組を評価・分析の上、毎年度達成状況中間報告書を、5年間の実施期間の最終年度に達成状況報告書をそれぞれ作成し、都道府県を通じて水産庁へ提出することとされている。</li> <li>○ 浜プランの策定には都道府県を含め多岐にわたる関係者の合意形成が求められており、浜プランの評価・分析においても幅広い関係者の参画が望ましいと考えられる。</li> </ul> <p>《調査結果》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 浜プランの評価・分析の内容には、再生委員会によって大きな差がみられた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生委員会を開催せずに取組の結果を漁業者から聞き取り、担当者が評価・分析した結果を水産庁に報告している例あり</li> <li>・ 一方、再生委員会を毎年開催し、取組の進捗状況をチェックするシートを用いて、浜プラン関係者と取組の評価・分析をしている例あり</li> </ul> </li> <li>○ 水産庁は、「浜プランを再生委員会自ら検証し改善につなげていく」という立場であるとし、評価・分析の検討フローを示してはいるが、再生委</li> </ul>	<p>→：「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒：「その後の改善措置状況に係る回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>→ 令和3年2月に都道府県に対し「漁業・漁村地域の活性化に関する行政評価・監視の結果について」（令和3年2月2日付け水産庁漁港漁場整備部防災漁村課事務連絡。以下「行政評価・監視の結果に係る事務連絡」という。）を発出し、勧告内容を周知した。</p> <p>また、「漁業・漁村地域の活性化に関する行政評価・監視の結果について」（令和3年2月12日付け2水港2413号水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長通知。以下「課長通知」という。）を発出し、浜プランの評価・分析に係る現状を把握するため、（i）令和元年度の達成状況報告書作成時及び（ii）第1期の成果・課題の評価・分析時における、再生委員会ごとの関係者との評価・分析の協議状況（協議の有無、協議相手）、独自の工夫内容を調査した。</p> <p>この調査結果に基づき、評価・分析の優良事例に解説を付した事例集「浜の活力再生プランの評価・分析の手法についてー着実にPDCAサイクルを回すための事例集ー」（以下「優良事例集」という。）を作成。「浜の活力再生プランの評価・分析の手法について」（令和4年3月17日付け水産庁漁港漁場整備部防災漁村課事務連絡。以下「評価・分析の手法に係る事務連絡」という。）を発出し、都道府県を通じて再生委員会へ周知するとともに、評価・分析に係る取組の推進を要請した。</p> <p>(評価・分析の取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毎年度、市町村が作成した進捗状況に関するチェックシートを用いて、個別の取組ごとに評価・分析を実施</li> <li>・ 都道府県の担当者が再生委員会を複数往訪し、市町村の担当者と共に取組の進捗や達成状況、課題を確認するなど、取組の評価・分析に参画</li> </ul>

勧告事項等	農林水産省（水産庁）が講じた改善措置状況
<p>員会の構成員がどのように評価・分析に関わるのかまでは示していない。</p> <p>⇒ 評価・分析には、現場の実態に基づいて課題を見だし、これを克服する方策について協議する場が不可欠であるとともに、成果を的確に把握する手法が有益</p>	<p>なお、評価・分析の手法に係る事務連絡を発出する際、国立研究開発法人水産研究・教育機構の水産資源研究所水産資源研究センターが開発した各地域の再生委員会の評価・分析に活用できるシステムである「浜の道具箱」（注）を用いた評価・分析方法についても併せて周知した。</p> <p>（注） 日本各地の沿岸漁業における先進的な取組が整理・分類されているシステム。漁業関係者が事例を参照することで、地域の取組を自己評価する物差しとして活用することができる。</p> <p>また、浜プランの達成状況の中間報告を任意で求める「浜の活力再生プラン達成状況（中間）報告書」の作成・提出について（依頼）」（令和3年6月14日付け水産庁漁港漁場整備部防災漁村課事務連絡。以下「中間報告書に係る事務連絡」という。）において、令和3年度から、新たに評価・分析に係る関係者の参画状況等を記載するよう依頼した。</p> <p>⇒ 「「漁業・漁村地域の活性化に関する行政評価・監視－浜の活力再生プランを中心として－」の結果に基づく勧告に対するその後の状況について（依頼）」（令和4年10月20日付け水産庁漁港漁場整備部防災漁村課事務連絡。以下「勧告後の状況に係る事務連絡」という。）により、各再生委員会における評価・分析の取組状況を調査した結果、勧告内容の周知後に協議に基づき所得向上に係る取組を見直した事例が確認された。</p> <p>（協議に基づき所得向上に係る取組を見直した例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元特産物の販売強化の取組について、地域内の飲食店への提供機会が少ないと評価・分析し、飲食店向けの商品開発等を実施</li> <li>・ 神経締めした鮮魚のブランド化による魚価向上の取組について、出荷量の拡充が必要と評価・分析し、神経締めができる漁業者の増加を目指した技術講習会を定期的に開催</li> </ul>

勧告事項等	農林水産省（水産庁）が講じた改善措置状況
	<p>また、優良事例集の周知後、評価・分析の新たな取組が確認された。</p> <p>(新たに開始された評価・分析の取組例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでは漁協職員と漁業者で取組内容を年に1回確認するのみであったが、事務局である市が作成した再生委員会独自の進捗状況に関するチェックシートを活用しつつ、浜プラン関係者が参画して評価・分析を行うようになった。</li> <li>・ これまでは漁協職員と漁業者で取組内容を年に数回確認するのみであったが、新たに県及び市がオブザーバーとして参画するようになり、助言をもらいながら活発な議論ができるようになった。</li> </ul> <p>○ 「令和4年度浜の活力再生プラン事例報告」(令和5年1月18日Web形式で開催の担当者会議。以下「浜プラン事例報告会議」という。)において、都道府県担当者等に対し、浜プランの評価・分析に際しては、都道府県や市町村の支援も得つつ、漁業者など取組の直接の担い手が参画して、定期的に行うよう再要請するとともに、優良事例集を再周知し、各再生委員会における評価・分析に係る取組の推進を図った。</p> <p>○ 今後、優良事例集について、勧告後の状況に係る事務連絡で確認できた事例を追加するなどの改定を行うとともに、毎年度の達成状況(中間)報告における協議実績を踏まえ、浜プランにおいて行政機関及び漁業者の双方が参画した評価・分析が行われるよう、担当者会議での周知や事務連絡を発出するなどにより、引き続き、取組の推進を図る。</p>
<p>2 サブ指標の一層の定着 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>外的要因に左右されずに所得目標を補完でき、地域の実態に即した「サブ指標」の設定を、今後一層定着させること。</p> </div>	<p>→ 課長通知により、勧告時に策定済みであった第2期浜プラン419件におけるサブ指標について改めて確認したところ、①資源を回復し安定的な漁獲量を得るためには漁業者が一体となって資源管理に取り組んでいく必</p>

勧告事項等	農林水産省（水産庁）が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 水産庁は、漁業所得は好不漁等の外的要因に左右されやすいことなどから、取組の成果を端的に表し所得目標を補完する趣旨で、2期目浜プランから「サブ指標」の設定を推進している。</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 外的要因に左右されずに所得目標を補完できると考えられる指標を設定している例がある一方、これまでの所得目標と大きく変わらないサブ指標を設定している例(注)あり</p> <p>(注) 浜プラン全体の目標である所得10%向上の目標を、定置網や養殖等の漁業種別に各10%に設定</p> <p>⇒ サブ指標の設定の趣旨が必ずしも定着していない。</p>	<p>要があると判断し「資源管理の対象魚種数の増加」をサブ指標とするものや、②浜全体の所得向上やブランド化のため、漁協において漁獲物を加工し併設する直売所での販売のほか、新たに販路を拡大する必要があると判断し「他地域の販売先数の増加」をサブ指標とするものなど、外的要因に左右されない地域の実態に即した内容となっており、勧告時に指摘された浜プラン以外にサブ指標の修正が必要と考えられるものはなかった。</p> <p>勧告時に指摘された、所得目標と大きく変わらないサブ指標を設定していた二つの浜プランについては、当該地域の再生委員会と協議を行い、魚種ごとの取組(ヒラメの活魚出荷や需要に応じたカキの注文出荷等)を通じての個別の単価向上を目標とするよう修正を求めた。</p> <p>なお、令和3年2月以降に承認した第2期浜プラン73件におけるサブ指標についても修正が必要なものはなく、今後も引き続き、浜プラン審査時にサブ指標の内容を確認していく予定である。</p> <p>さらに、評価・分析の手法に係る事務連絡により、都道府県を通じて再生委員会に対し、次期以降の浜プランにおいては、漁業・漁村地域の活性化に資すると考えられる取組に係る目標をサブ指標に盛り込むことを検討するよう要請した。</p> <p>⇒ 令和4年3月17日(1回目フォローアップ)以降にも引き続き浜プラン審査時にサブ指標の確認を実施しており、新たに承認した第2期浜プラン48件のサブ指標については、「直売向け出荷量」、「活締め処理量」等、外的要因に左右されずに所得目標を補完でき、地域の実態に即した内容となっており、修正が必要と考えられるものはなかった。</p> <p>○ 令和4年3月に閣議決定された「新たな水産基本計画」において、「これまで浜ごとの漁業所得の向上を目標としてきた浜プランにおいて、今後は、(中略)地域の将来を支える人材の定着と漁村の活性化についても推</p>



勧告事項等	農林水産省（水産庁）が講じた改善措置状況
	<p>進んでいけるよう見直しを図る」と明記されたことから、令和6年度からの第3期浜プランの策定に合わせて、浜プランの様式を見直し、漁村地域の活性化に資する幅広い取組の記載や、当該取組に係る目標をサブ指標として積極的に設定することを求める予定である。</p>
<p><b>3 漁業所得への影響が小さい取組の評価・分析の促進</b>  <b>（勧告要旨）</b></p> <p>漁業所得の増加に影響は小さくても広く漁業・漁村地域の活性化に資すると考えられる取組については、</p> <p>i) 取組のそれぞれが、漁業・漁村地域の活性化に少しでも結び付いたと実感できたか、できなかったか、</p> <p>ii) 実感できた場合、その取組が具体的にどのように活性化に結び付いたか、更に活性化させるにはどう改善すればよいか、</p> <p>iii) 実感できなかった場合、何を反省点や教訓とし、これを活性化に結び付けるには、取組のどこをどのように改善すればよいか、などについて、再生委員会の構成員で話し合い、取組の直接の担い手の意見を踏まえ評価・分析するよう促すこと。</p> <p><b>（説明）</b></p> <p><b>《制度の概要》</b></p> <p>○ 浜プランには、漁業所得の向上に直接寄与しなくても、漁業・漁村地域の活性化につながる取組であれば盛り込むこととされている。</p> <p><b>《調査結果》</b></p> <p>○ 漁業所得への影響が小さい取組（注）については効果が把握しにくく、「具体的な効果は分からない、把握できない」等の意見あり</p> <p>（注） 魚食普及のための料理教室の開催や学校給食への地元漁獲物の提供等</p> <p>⇒ 再生委員会の構成員が「漁業・漁村地域の活性化に結び付いた」と実感できたかなどについて話し合っ評価・分析するのが現実的</p>	<p>→ 令和3年2月に都道府県に対し、行政評価・監視の結果に係る事務連絡を発出し、勧告内容を周知するとともに、課長通知により、(i) 令和元年度の達成状況報告書作成時及び(ii) 第1期の成果・課題の評価・分析時における、漁業・漁村地域の活性化に資する取組に係る評価・分析例を調査した。</p> <p>こうした調査等により、再生委員会の構成員で話し合い、取組の直接の担い手の意見を踏まえて評価・分析をしている事例を把握した。</p> <p><b>（評価・分析の取組例）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の特産水産物の知名度向上と需要の拡大を図るために開設した漁協直営食堂の運営・取組について、漁業者と漁協職員が定期的に協議を実施</li> <li>・ 地元市民に魚全般に親しみを持ってもらうため、市内の学校への出前授業や給食への食材提供などの取組について、漁業者、市職員及び漁協職員が一堂に会し評価・分析を実施</li> </ul> <p>また、令和3年6月の中間報告書に係る事務連絡の発出、「令和3年度浜の活力再生プラン事例報告」（令和3年12月6日Web形式で開催の担当者会議）において、都道府県担当者等に対し、漁業・漁村地域の活性化に資する取組については、再生委員会の構成員で話し合い、取組の直接の担い手の意見を踏まえ評価・分析するよう要請するとともに、令和3年度から、達成状況（中間）報告において、新たに評価・分析に係る協議実績（会</p>

勧告事項等	農林水産省（水産庁）が講じた改善措置状況
	<p>合ごとの参加者、協議事項等）を記載するよう求めている。</p> <p>さらに、調査等で把握した事例を踏まえ、評価・分析の手法に係る事務連絡においても、都道府県を通じて再生委員会に対し、漁業・漁村地域の活性化に資する取組について再生委員会の構成員で話し合い、取組の直接の担い手の意見を踏まえ評価・分析するよう改めて要請するとともに、次期以降の浜プランにおいては、漁業・漁村地域の活性化に資する取組に係る目標をサブ指標に盛り込むことを検討するよう要請した。</p> <p>⇒ 勧告内容の周知とともに、漁業・漁村地域の活性化に資する取組については再生委員会の構成員で話し合い、取組の直接の担い手の意見を踏まえ評価・分析するよう要請した結果、新たに漁業者が協議に参画するようになった再生委員会があり、また、勧告後の状況に係る事務連絡において、漁業・漁村地域の活性化に資する取組について、取組の直接の担い手の意見を踏まえ評価・分析し、取組の見直しを行った事例が確認された。</p> <p>（漁業・漁村地域の活性化に資する取組を見直した例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の特産水産物の消費拡大と知名度向上を目的とした漁協による直売所運営の取組において、漁協役員と漁協職員で協議し、県及び市に情報共有するとともに助言を受けた結果、知名度向上のためには県外からの来客数を増やす必要があると考えたことから、更なる集客力向上のため、年越し寿司等の新メニューの開発を行った。</li> <li>・ 魚食普及を目的として漁業者と漁協が地元の小中学校で料理教室を開催する取組において、漁業者が県、学校及び食育ボランティア員と協議した結果、漁業者が主体となるメリットを生かせていないと分かったことから、新たに、漁業者ならではの魚食普及活動（漁業者の操業の様子を動画で紹介、魚の解説等）を行うようになった。</li> </ul>

勧告事項等	農林水産省（水産庁）が講じた改善措置状況
	<p>○ 浜プラン事例報告会議において、都道府県担当者等に対し、再生委員会の構成員で話し合い、取組の直接の担い手の意見を踏まえて評価・分析を行うよう再要請した。</p> <p>今後、優良事例集について、勧告後の状況に係る事務連絡で確認できた事例を追加するなどの改定を行うとともに、毎年度の達成状況（中間）報告における協議実績を踏まえ、担当者会議での周知や事務連絡を発出するなどにより、引き続き、取組の推進を図る。</p>